

運 航 基 準

美浜町

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 運航中止条件
- 第 3 章 船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、三方五湖周遊航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航中止条件

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地及び航行予定の水域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

発着栈橋	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター栈橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

- 2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の30分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について次に掲げるとおり入手すること。情報及び予報の入手は、インターネット・テレビ・ラジオ等による周遊航路水域及び発着水域の風速、波高、目視による水位、視程等、情報を入手する。
- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合わせている場合で、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止する条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき、搭載貨物の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあるとき並びに、航行予定の水域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

発着栈橋	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター栈橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

- 2 船長及び運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。情報及び予報の入手は、インターネット・テレビ・ラジオ等により周遊航路水域及び発着地水域の風速、波高、目視による水位、視程等、情報を入手する。
- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに基準航行中止を決定し、反転、避難、その他の適切な措置をとること。

(着岸中止条件)

第4条 航行中に着岸を中止すべき条件は、着岸予定栈橋の気象・海象・水象に関する情報が、次の条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

発着栈橋	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター栈橋	6 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

2 船長及び運航管理者は、航行中の担当船舶の着岸予定時刻10分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
美浜町レイクセンター棧橋	インターネット・テレビ・ラジオ		目視

3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、担当船舶の着岸中止を決定し、適宜の水域で錨泊その他適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、錨泊の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時(運航日毎等)まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航の基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路(発着場の位置、針路、変針点等)
- (2) 地形、水深、潮(水)流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するため必要な事項

(基準図等)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	C o o t		G r e b e	
	速力	毎分機関回転数	速力	毎分機関回転数
微速	3ノット	500rpm	4ノット	500rpm
半速	5ノット	900rpm	6ノット	750rpm
最大速力	7ノット	1200rpm	10ノット	1260rpm
航海速力	6ノット	1000rpm	7ノット	870rpm

2 船長は、速力基準表を船内に掲示しなければならない。

(特定地の航法) 図-1

第8条 浦見川の航法

- (1) 右側通行を原則とする。
- (2) 流れがある場合は、流れにのった船舶が優先する。
- (3) 優先する船舶は、対向船の有無にかかわらず方向指示灯を点滅して航行し対抗船がこれを発見したら、直ちに確認のため同様に点滅する。
- (4) 行き違いできない場所では、流れに向かう船舶が待避する。

- (5) 2隻以上の船舶が縦隊で航行する場合は、船舶間の距離を30m以上あける。
- (6) 他船の汽笛を聞いた場合、自船も直ちに同一の汽笛で合図を鳴らさなければならない。
- (7) 浦見川を航行する船舶は、他船や浮遊物に常に注意しなければならない。
- (8) 浦見川を航行する船舶は、所定の位置において携帯電話で連絡し、他の船舶が浦見川にさしかかっていることを確認し、携帯電話で連絡しながら航行しなければならない。他の船舶が浦見川にさしかかっている場合は所定の位置で待機する。

(通常連絡等)

第9条 船長と運航管理者との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

区分	連絡方法
通常の場合及び緊急の場合	携帯電話 (Docomo) 又は航行監視システム利用

(機器点検)

第10条 船長は、栈橋着岸前、栈橋手前100m着岸栈橋地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も離着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合、その内容を運航管理日誌等に記録し、1年間保存するものとする。

別 紙

運航可否判断の手順図

発航前

運航管理者又は担当船長は、レイクセンター棧橋地及び運航水域の気象条件等、発航予定時刻の 30 分前に、インターネット等及び目視により風向、波高、風力、視程、水位、水面の状況を確認して運航基準に基づき発航の可否判断を協議し、運航基準に達しているとき又は達するおそれがあるときは、発航を中止する。中止を決定したときはすみやかにその旨を運航管理補助者及び船内作業員に通知し、乗船前の旅客に対しては状況を説明し了解を得る。

航行中

船長は、気象・水象、海象等の情報を運航管理者と携帯電話及び航行監視システムを使い常時、連絡をとりあい基準運航の中止条件に該当するか否か注意を払い、中止基準に該当するとき又は航行中に湖上の建造物、浮遊物、他船等との接触等があったときは、運航管理者に連絡をするとともに、直ちに反転、避難、その他適切な措置をとる。乗客に対しては状況を説明し了解を得る。

着岸前

船長は、着岸 10 分前に、運航管理者からレイクセンター着岸棧橋付近の気象・海象・水象その他着岸に支障がないかの情報を入手し、発航時の着岸中止条件等に該当するかどうかにより着岸可否判断を行い、該当する時は着岸中止を決定し、適宜の水域で錨泊その他の適切な措置をとる。とった処置は、直ちに運航管理者に連絡をするとともに、乗客に対して状況を説明して了解を得る。